

第5章

重点施策



住用川河口とマングローブ (撮影：株式会社 マングローブ公社)

行動計画の中で、短期目標(目標年度:2024年度(令和6年度))を達成するために5市町村が連携して重点的に取り組む事業として、8施策19事業を設定します。

(留意事項)

- 全市町村が連携して重点的に取り組むことにより、生物多様性の適切な保全・利用が図られる施策を進めます。
- 奄美大島の生物多様性の特性を活かし、人と自然の共生の一つひとつの物語が見える施策を進めます。
- 地域住民が連携し、主体的に取り組む施策を積極的に進めます。
- 世界遺産登録を見据え、関係行政機関で策定した世界自然遺産推薦地包括的管理計画では、世界自然遺産推薦地の自然環境を保全するために、奄美大島全体を以下の3つの地域に区分し、多くの関係者の協力のもと、有機的な管理を図ることとしています。奄美大島の生物多様性の保管理を進める上で、この包括的管理計画との連携を図ります。

○推薦地

- ・ 世界遺産としての価値(遺産価値)を有する地域。
- ・ 遺産価値を将来にわたって維持・強化するため、主に国立公園の特別保護地区、第1種特別地域または森林生態系保護地域の保存地区に指定されている。
- ・ 人為的な干渉を最小限に抑え、自然の推移による変化を注意深く見守り、希少種の保護増殖や外来種等の課題について必要な対策を講じることで、遺産価値を自然状態で確実に維持する。

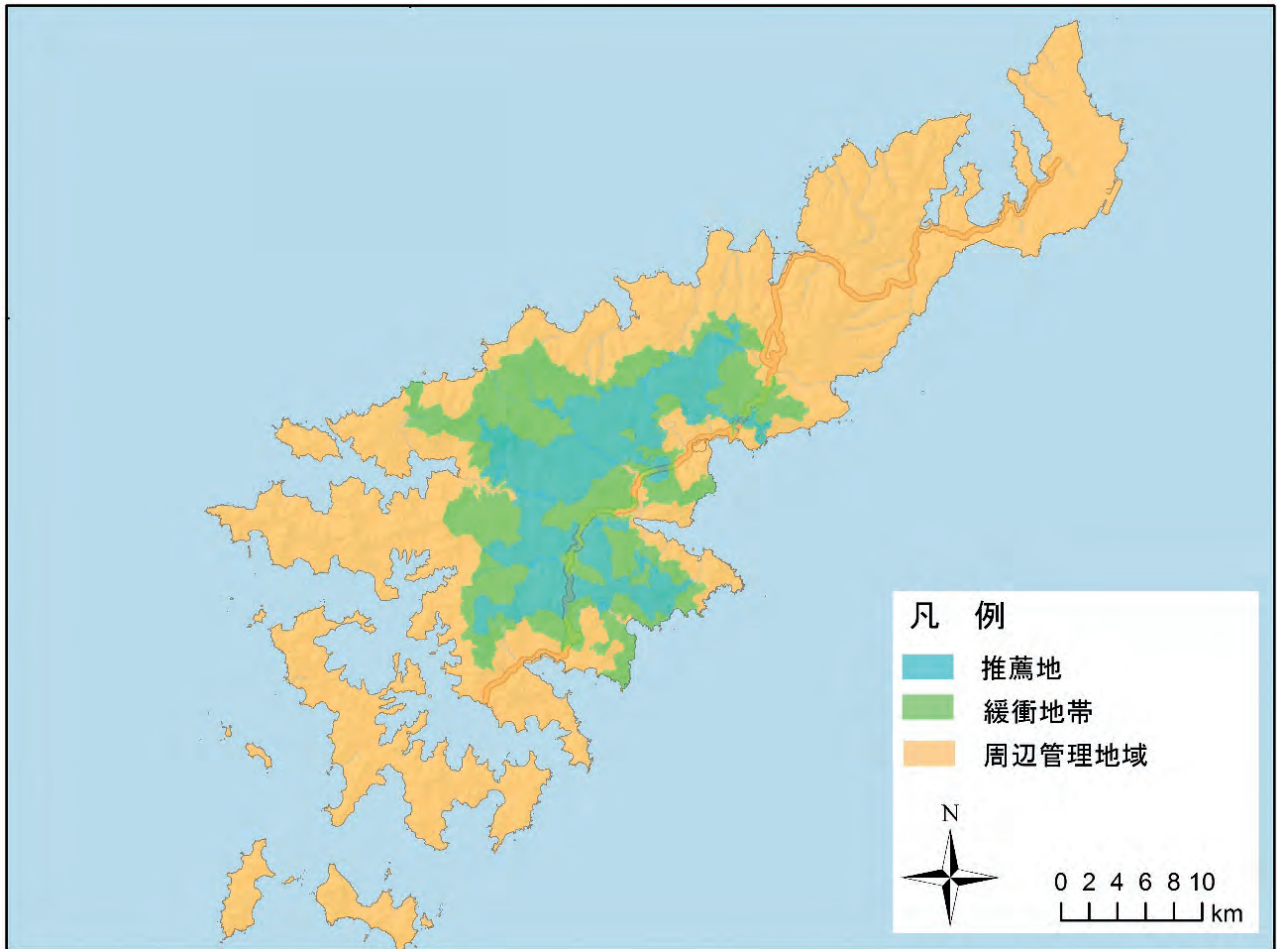
○緩衝地帯

- ・ 推薦地に接して概ね包むように位置し、遺産価値とその保護を支える特性・機能を持つ地域。
- ・ 推薦地を効果的に保護するため、法的または慣習的手法によって、持続可能な利用と開発の規制を行う地域。主に、国立公園の第2種特別地域または森林生態系保護地域の保全利用地区等に指定されている。
- ・ 観光や農林業等との共存を図るとともに、希少種の保護増殖や外来種等の課題について推薦地の保全・管理に必要な対策を講じること等により、推薦地の遺産価値を維持するための緩衝機能を確保する。

○周辺管理地域

- ・ 推薦地や緩衝地帯の周辺地域。
- ・ 法的または慣習的手法による保全・管理、持続可能な利用、推薦地の保全に係る普及啓発等をはじめとし、推薦地の維持・強化や保全・管理上必要な取組(例:外来種対策、違法採集対策、環境学習、観光管理対策など)を実施する地域。
- ・ これらの取組への地域社会の参加・協働を促し、地域の生物多様性の保全と地域社会の持続的発展との両立を実現する。

世界遺産の保全管理の観点からみた、生物多様性保全・利用地域区分図



[出典：「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産推薦地包括的管理計画（2019年1月 日本政府）」をもとに作成]

【重点施策1】希少種の保全活動及び生物多様性一般化事業

奄美大島に生息する希少種を保全するため、関係機関と連携し各種の動植物調査や保全活動を進めます。

また、住民を対象に奄美大島の生物多様性を学ぶための環境学習拠点の整備や指導者研修、プログラム開発を進め、生物多様性に対する理解を深める（＝一般化）事業に積極的に取り組みます。

(1) 希少野生動植物保護条例の適正な運用と保全活動の展開

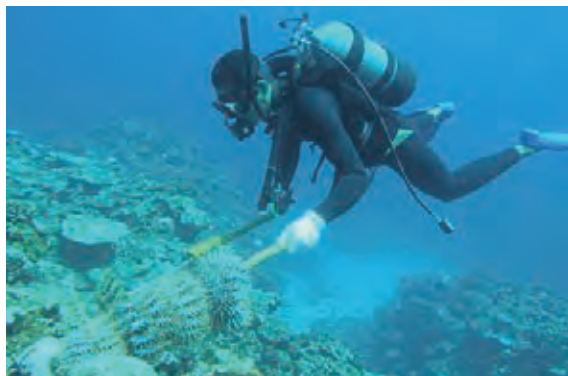
2013年度（平成25年度）に5市町村が一斉に制定施行した「希少野生動植物の保護に関する条例」について、住民への周知を図り、理解を深めます。また、希少種の盗採等を防止するため、世界自然遺産推進共同体など民間企業等も含めた関係機関との連携を強化し、全島パトロールやセンサーカメラの設置、空港などでの持ち出し対策など、全島一丸となった監視の強化を行います。

さらに、オニヒトデ駆除などによるサンゴ礁の保全活動やリュウキュウアユ保全活動などの保全事業を継続的に展開します。



盗採パトロール

〔撮影：奄美市〕



オニヒトデ駆除

〔撮影：興 克樹〕



リュウキュウアユ保全活動（産卵床作り）

〔撮影：奄美市〕

(2) 生物多様性モニタリング調査及び情報収集

世界自然遺産推薦地モニタリング計画を踏まえ、国、県、研究者、自然保護推進員、住民が参加する生物多様性モニタリング体制の構築を検討し、特に住民参加による自然調査を積極的に支援します。また、調査の継続実施を通じて希少種等の情報収集に努めるとともに、希少種絶滅防止対策の基礎資料とするためデータベース化を進めます。さらに、独自の奄美大島レッドデータブックの作成を検討します。

(3) 環境学習拠点の整備及び環境学習の充実

地域ごとに環境学習拠点の整備を検討し、関係機関と連携しながら、各地域、拠点において、地域の文化とも結び付けた環境学習プログラムやその提供機会の充実に努めるとともに、指導者を育成するための仕組み作りを進めます。

また、それぞれの市町村を代表する動植物を選定し、保全活動への取組を広くPRする「奄美大島・一村一生物運動」を一般化事業の一環として進めます。



奄美自然観察の森 (龍郷町)

〔撮影：龍郷町〕



子ども博物学士講座 (龍郷町)

〔撮影：龍郷町〕



こども世界自然遺産博士講座 (瀬戸内町)

〔撮影：瀬戸内町〕

(4) 生物多様性保全ネットワークの構築

生物多様性保全及び環境文化に係る住民主体の活動を活性化するために、世界自然遺産推進共同体などの民間企業等やNPO等で構成するネットワークの強化に努め、交流会の開催や情報交換などを通じて効果的な活動を進めるための積極的な支援に努めます。

[重点施策1：主要事業スケジュール]

事業名	前期：2015～2019 (H27～R1)	後期：2020～2024 (R2～R6)
希少動植物保護対策事業	→	→
サンゴ保全対策事業	→	→
生物多様性モニタリング事業	計画策定 調査 →	→
環境学習拠点整備事業	整備計画検討 →	→
環境学習プログラム開発事業	→	→
生物多様性ネットワーク事業	整備 事業実施 →	→

【重点施策2】ノネコ、ノヤギ及び外来種対策

野生化したネコ(以下、「ノネコ¹」という。)が、希少種の捕食など深刻な生態系への被害をもたらしていること、野生化したヤギ(以下、「ノヤギ」という。)による生態系への影響が懸念されること、また、その他の外来種の侵入による生態系への影響が懸念されることなどから、各市町村で、条例の制定など各種の対策を講じています。今後は、地域の特性に応じた対策を進めるとともに、5市町村が連携して効果的な対策を進めます。

(1) ノネコ対策、ノヤギ対策の事業展開

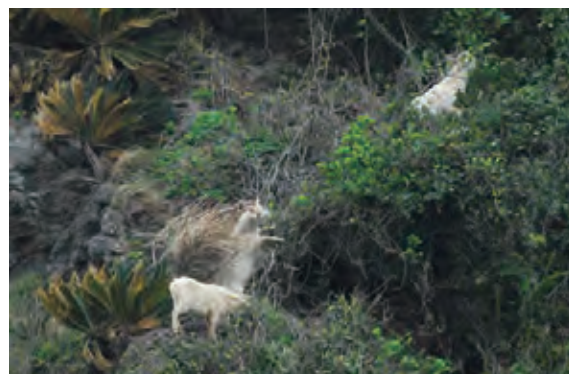
ノネコ対策について、「奄美大島における生態系保全のためのノネコ管理計画」に基づき取組を展開していきます。ノネコの希少種生息域からの排除については、捕獲から一時収容、新たな飼い主への譲渡などを国等と連携しつつ行います。ノネコ発生源としての飼い猫やノラネコ²については、飼い猫の完全室内飼養・不妊去勢処置・マイクロチップ装着等適正飼養の徹底や、ノラネコへの餌やり禁止の徹底やTNR³など、5市町村においても連携して事業を行います。また、対策の結果得られるネコの生息状況や飼養状況等の情報を「世界自然遺産推薦地モニタリング計画」における取組と共有します。

ノヤギ対策については、各市町村が進めるヤギ駆除対策事業に基づいて、関係機関が連携を図りながら取組を進めます。



アマミノクロウサギを捕食するノネコ

(写真提供：環境省 奄美群島国立公園管理事務所)



ノヤギ

(撮影：常田 守)

1 ノネコ

ネコが野生化したもので、通常、人間からはまったく餌を与えられていない状態のネコを指します。「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(鳥獣保護管理法)では、狩猟鳥獣に含まれます。

2 ノラネコ

主に人里周辺の野外で暮らしている特定の飼い主がいない状態のネコで、原則的に人間の生活に依存しているネコを指します。ノネコと生活圏の違いをもって便宜的に区別しています。

3 TNR

捕獲(Trap：トラップ)し、不妊(避妊)・去勢(Neuter：ニューター)を施した後、元の場所に戻す(Return：リターンまたはRelease：リリース)ことです。

(2) 外来種対策

奄美大島に定着しているカダヤシ、オオキンケイギクなどの特定外来生物や、ティラピア類、アフリカマイマイ、アメリカハマグルマなど生態系被害防止外来種リスト掲載種などの駆除対策を積極的に進めます。そのため、「世界自然遺産推薦地モニタリング計画」を踏まえ、地域の実情に応じた分布調査を検討するとともに、世界自然遺産推進共同体など民間企業等とも連携して、住民主体による駆除活動などの支援・推進を積極的に行います。また、さらに徹底した対策を進めるために、5市町村を活動エリアとする「奄美大島・外来種バスターズ」(仮称)の設置を検討します。



アメリカハマグルマ

(撮影：奄美市)



アメリカハマグルマ駆除風景

(撮影：大和村)

[重点施策2：主要事業スケジュール]

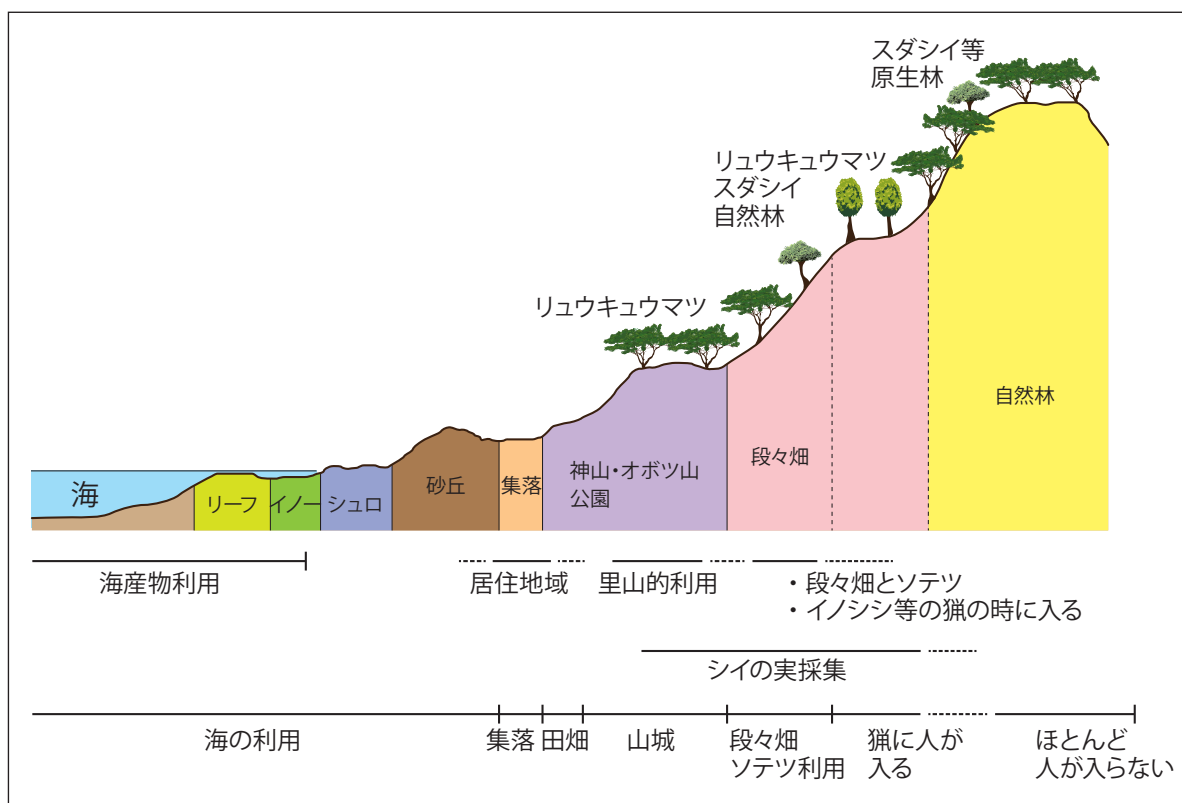
事業名	前期：2015～2019 (H27～R1)	後期：2020～2024 (R2～R6)
外来種の防除計画の策定	計画策定	
ノネコ、ノヤギ総合対策事業	体制整備、事業実施	
外来種対策事業		
「奄美大島外来種バスターズ」 (仮称) 設置の検討	設置検討	

【重点施策3】奄美大島環境文化・自然再生フィールドミュージアム事業

比較的林齢の高い照葉樹林地帯、その周辺地域、島全体に分散する里地・里山やイノー（礁池）¹・リーフ（礁原）²を中心とする里海などの共存地域、商業機能や住宅などが集積する都市環境など、奄美大島には様々な生態系が存在します。さらに、そこには人と自然との共生の文化（＝環境文化）が育まれています。

奄美大島のそれぞれの地域特性に応じた生態系モデルを設定し、生物多様性の保全を推進します。また、情報収集などを通じて環境文化の伝承や創造を進め、島全体をフィールドミュージアムとする環境学習の場としての活用を図り、科学と文化が一体となった事業の展開を検討します。

奄美の人々の生活空間



〔出典：奄美大島の人と自然のかかわり（中山 清美）〕

1 イノー（礁池）

大型のサンゴ礁が発達する地域で、礁の内部にできる池の部分指します。

2 リーフ（礁原）

サンゴ礁の外縁部分に沿ってできる干潮時に干出する場所。大潮時にいざり漁などが行われます。

(1) 森林、里海、マングローブ再生モデル事業

森林については、国・県と連携を図りながら、森林整備計画により生物多様性の保全に配慮したゾーニング設定を検討します。さらに森林経営計画の策定を推進して、細やかな管理を進められるようにしていきます。造林事業等の実施と併せて外来種の択伐、伐採空地の試験的な造成について検討を進めます。

沿岸域については、宇検村で取組が始まっているマングローブ再生事業を他の地域にも展開していくとともに、里海については海垣の復活など里海利用の促進を目指します。また、新たな試みとして、魚礁や海草・藻類やサンゴの付着基盤整備などを通じて、里海的环境を整える「奄美大島・海のビオトープ整備構想」(仮称)について、地域の要望などの情報収集を行った後に具体的な取組方法の検討を行っていきます。

市街地については、ビオトープの整備のほか、在来種による街路樹整備等地域の生態系保全に配慮した市街地整備を進めます。また、市町村で実施する公共事業においては生物多様性保全アドバイザー制度の導入の検討、県が進める多自然川づくり事業、「奄美大島・徳之島 公共工事における環境配慮指針」との連携など環境に配慮した公共事業を推進します。

また、それぞれの生態系をつないで山から海への生態系ネットワークの再生の取組を検討します。



湯湾岳周辺

(撮影：浜田 太)



秋名集落・水田

(撮影：龍郷町)



役勝川・多自然川づくり区間

(撮影：奄美市)

[生物多様性鹿児島県戦略の取組]

奄美群島世界自然遺産の登録予定地周辺での緩衝機能の強化 (生態系ネットワークの強化)

世界自然遺産の候補地となっている奄美大島及び徳之島において、登録予定地周辺の緩衝機能の強化を図るため、リュウキュウマツ人工林の照葉樹林化など、森林再生に向けた取組を促進し、生物多様性の向上と生態系ネットワークの強化を進めます。

3 ビオトープ

生物が生息・生育する空間を示す言葉です。本来そこに生息する生物がいなくなってしまうような場合に、対象とする生物が棲みやすくなるような環境を整えて、その生物を呼び戻すようにした空間などを指すことも多いです。

(2) 自然と人が共生する環境文化の継承活動

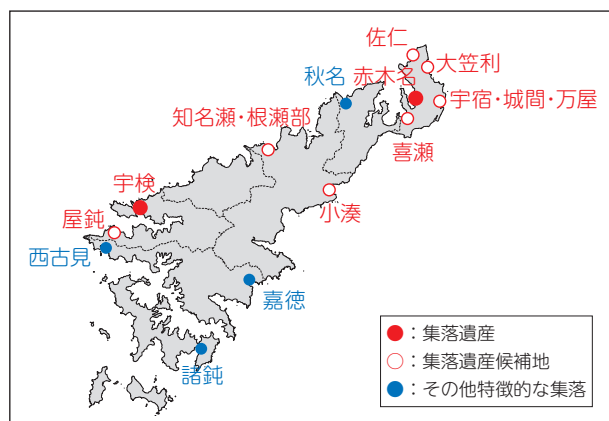
奄美大島には人と自然が共生する知恵が数多く残されており、そこには次世代の奄美大島の住民の生き方のヒントが埋もれていることから、シマの文化や歴史に息づく様々な知恵を記録し伝える活動、すなわち環境文化の継承活動を、地域住民の協力を得るなどしてより積極的に支援・推進するよう努めます。

また、民間企業や大学、県などと連携し、奄美大島に関わる人々100人の原風景や原体験を集めた本の出版、民間主導により進められている島桑による養蚕事業及び紬再生事業の促進などのような、環境文化継承活動事業の支援・推進に取り組みます。

(3) 奄美大島・環境文化情報拠点整備

各市町村で進められている文化財保護事業や文化財調査整理事業のほか、地域住民からの聞き取りなども含めた集落遺産調査等を通じて得られた情報の集約に努め、各種の広報活動を通じて情報発信を行う拠点を構築することについて検討します。

集落遺産調査地点



[出典：宇検村・伊仙町・奄美市による歴史文化基本構想（宇検村・伊仙町・奄美市）]

[重点施策3：主要事業スケジュール]

事業名	前期：2015～2019 (H27～R1)	後期：2020～2024 (R2～R6)
外来樹木の払抜、伐採空地造成	情報収集 試験実施検討	
マングローブ林再生事業		
海のビオトープ開発可能性調査	情報収集	調査
環境文化拠点整備事業	情報収集・拠点構築検討	

【重点施策4】奄美大島・生物多様性自然遊歩道整備事業

奄美大島において計画的に整備されている「世界自然遺産奄美トレイル」を基軸に、貴重で多様な生態系を満喫するだけでなく、地域に育まれた環境文化を体験できる拠点整備を検討します。

既存の自然遊歩道のほか、峠部の旧道などを活用し、島の生態系を活かした全島を周遊する自然遊歩道整備を県等と連携を図りながら推進するとともに、市町村、県及び国の拠点施設を結びつけた島の生物多様性と環境文化を体験するための方策を検討する等の、計画的な整備を進めます。

奄美大島・生物多様性自然遊歩道整備計画イメージ図（住用からの俯瞰）



奄美大島・生物多様性自然遊歩道整備計画イメージ図



[重点施策4：主要事業スケジュール]

事業名	前期：2015～2019 (H27～R1)	後期：2020～2024 (R2～R6)
奄美大島生物多様性遊歩道整備事業	整備方策策定の検討	→

【重点施策5】里のエコツアー拠点整備事業

国立公園指定及び世界自然遺産登録に伴い来訪者が増加することが予想される中で、島内各地に存在する集落に残る環境文化を学び、体験する「里のエコツアー」を住民が主体となって進めるため、各市町村に1箇所ずつ拠点となる場所の選定を推進します。

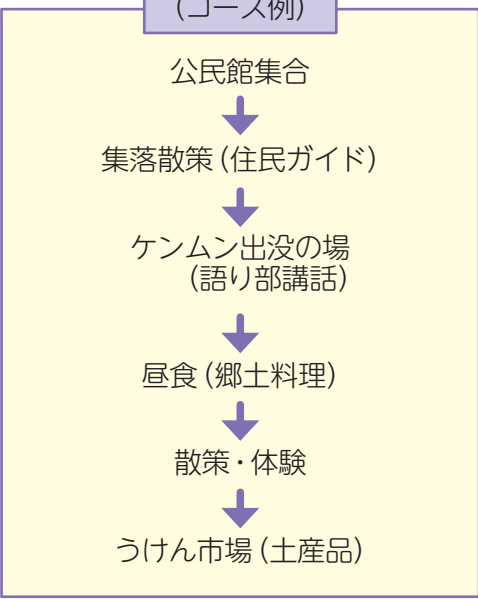
この事業は、集落遺産調査等の結果を踏まえ、里地・里山再生モデル事業として、住民ガイド、郷土料理提供者など、多様な主体が関わる仕組み作りをより積極的に行うよう努め、人と自然が共生する社会の構築を目指す事業として推進します。

里のエコツアー・イメージ



宇検集落

(コース例)



奄美の伝統食 ウワンフィヌイ
〔撮影：泉 和子〕

〔出典：宇検村・伊仙町・奄美市による歴史文化基本構想(宇検村・伊仙町・奄美市)〕

〔重点施策5：主要事業スケジュール〕

事業名	前期：2015～2019 (H27～R1)	後期：2020～2024 (R2～R6)
里のエコツアー拠点整備事業	事業計画策定の推進	→

【重点施策6】産業振興と生物多様性推進事業

国立公園指定及び世界自然遺産登録に伴い観光客が増加することが予想され、奄美大島の生態系への影響が懸念されることから、民間企業、関係団体等と連携しながら、新たな視点に立った観光の確立、環境に配慮した観光（エコツーリズムなど）を進めます。

また、環境に配慮した農業生産や水産資源保全及び森林整備を進めるとともに、農林水産加工品の製造を促進します。

(1) 奄美群島持続的観光マスタープランと体験型観光の推進

増加する多様な観光客に対応し、環境文化の保全と継承、地域社会の振興と発展に寄与するために、生物多様性保全・利用地域区分ごとの観光のあり方を示すなど、生物多様性の保全・利用を通じた地域作りを目指す新たな視点に立った「奄美群島持続的観光マスタープラン」に基づく取組を国、県、市町村、民間企業と協力して推進します。

また、「里のエコツアー」との連携、エコツーリズム、グリーンツーリズム及びブルーツーリズムの一体的事業展開を図るため、モデルコースの企画立案、自然への配慮ガイドライン、観光客マナーガイドの作成の推進、奄美群島認定エコツアーガイドの登録や利用を促進するとともに、環境保全への協力金の徴収・拠出制度等について検討します。

さらに、「世界自然遺産登録記念土産品研究会」（仮称）の設置を検討し、土産品の認定及び販売促進に努めます。



ブルーツーリズム風景

〔写真提供：鹿児島県水産技術開発センター〕

(2) 6次産業化と生物多様性推進事業

伝統的な野菜を含め、農林水産業振興事業などにより島で生産された農林水産物や、その他、生物多様性の保全に配慮した商品が優先的に利用されるような仕組作りを進めます。

また、奄美大島にふさわしい農林水産物及び加工品の開発、製造及び販売を促進します。



うけん市場

〔撮影：宇検村〕

〔重点施策6：主要事業スケジュール〕

事業名	前期：2015～2019 (H27～R1)	後期：2020～2024 (R2～R6)
奄美群島持続的観光マスタープラン推進事業	計画策定、事業推進	→
地産地消推進事業	→	→
生物多様性ブランド育成事業	→	→

【重点施策7】交流と情報発信

本戦略の普及を図るため、世界自然遺産登録候補地として、国内外の多くの人々や関係団体等との交流に取り組むとともに、地元の情報発信を積極的に進めます。

(1) 奄美大島自然大使の創設

世界自然遺産登録後の諸活動に対する理解、支援の輪を広げるために、国内外の有識者、関係者を奄美大島自然大使として任命する制度の創設を検討します。

(2) 世界自然遺産登録地域との交流

屋久島や沖縄など世界自然遺産登録地域、登録候補地域との定期的な交流を行うとともに、国内の関係自治体と情報共有する体制の構築を検討します。



知床

[写真提供：環境省 自然環境計画課]



白神山地

[写真提供：環境省 自然環境計画課]



屋久島

[写真提供：環境省 国立公園課]



小笠原諸島

[写真提供：環境省 自然環境計画課]

(3) 国際交流の推進

世界への情報発信を進めるため、奄美大島自然大使の任命のほか、生物多様性、世界自然遺産登録地に基づく姉妹都市盟約の締結や交換留学制度の創設などについて検討します。

(4) 大学、研究者との交流

奄美大島を研究フィールドとする大学や研究者に対しては、情報提供などの支援を進めます。また、本戦略で進める行政や地域住民、民間企業など様々な主体が参加するモニタリング調査等に対して指導助言や、研究成果や調査結果を地元と共有する機会を設けるなど、交流を推進します。



森林調査風景

〔写真提供：環境省 奄美群島国立公園管理事務所〕



海域調査風景

〔写真提供：環境省 奄美群島国立公園管理事務所〕

(5) 情報発信

本戦略の事業展開について、ソーシャルネットワークサービス(SNS)の活用、独自のウェブサイトの立ち上げ、世界自然遺産推進共同体など民間企業等との連携を図り情報発信に努めます。また、住民、来訪者への生物多様性の普及について、コミュニティーFMなど地元メディアとの連携の強化を行い、イベントの開催などを通じて関連するさまざまな情報の発信に努めます。



あまみエフエム 放送ディ!学
「1月の海ってどんなの?」

〔写真提供：あまみエフエム ディ!ウェイヴ〕

[重点施策7：主要事業スケジュール]

事業名	前期：2015～2019 (H27～R1)	後期：2020～2024 (R2～R6)
奄美大島自然大使創設事業	計画策定の検討	→
世界自然遺産登録地交流事業	計画策定の検討	→
国際交流推進事業	計画策定、事業実施	→
大学・研究機関交流支援事業	→	→
生物多様性情報発信事業	情報発信	→

【重点施策8】奄美群島環境文化研究拠点の誘致

鹿児島県が進める奄美群島の環境文化の研究について、その拠点の誘致を進め、奄美群島における世界自然遺産登録後の生物多様性施策について、県等と連携し取り組みます。

〔生物多様性鹿児島県戦略の取組〕

南方の島々の環境文化の研究

世界自然遺産登録を目指す奄美群島では、生物多様性だけでなく、言葉や食、島唄や祭事など島ごとに異なる文化を有しています。こうした文化などと自然との関わりや、それらの多様性、由来・歴史等についての調査研究のあり方を検討し、世界自然遺産登録後の地域づくりに役立てます。

〔重点施策8：主要事業スケジュール〕

事業名	前期：2015～2019 (H27～R1)	後期：2020～2024 (R2～R6)
奄美群島環境文化研究拠点誘致事業	情報収集、誘致活動	→

